HOMETOWN OF
CHUO SHINKANSEN
NAKATSUGAWA

令和７年５月13日
中津川市議会事務局 報道発表資料

令和７年中津川市議会（５月臨時会）委員会提出議案について

令和７年第２回中津川市議会（５月臨時会）において、委員会提出議案が別紙のとおり上程されますのでお知らせします。

■件名

【委員会提出議案】

・中津川市議会委員会条例の一部改正について
・議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議について

■上程日

令和７年５月15日（木曜日）

お問い合わせ先
議会事務局　議会総務課　　担当者：大地
電話：0573-66-1111（内線503）

令和７年第２回中津川市議会(臨時会)

委　員　会　提　出　議　案

令和７年５月１５日

議第４０号

中津川市議会委員会条例の一部改正について

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和７年５月１５日提出

提出者　　議会運営委員会

委員長　田口　文数

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例

中津川市議会委員会条例（昭和３１年中津川市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「前条の規定を準用する」を「１年とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第９条第３項中「委員の任期による」を「１年とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第９条に次の１項を加える。

４　前項の規定にかかわらず、特別委員会の委員長及び副委員長については、特別委員会の任期による。

附則第２項中「中津川市議会委員会条例」の次に「（昭和３１年中津川市条例第１１号）」を加える。

附則第３項を次のように改める。

（常任委員の定数の特例）

３　令和７年５月１５日から令和９年４月２９日までの間に限り、第２条第２項の表総務企画委員会の項中「７人」とあるのは「６人」とし、同表予算決算委員会の項中「２１人」とあるのは「２０人」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第４１号

議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議について

議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正するため、次のとおり決議する。

令和７年５月１５日提出

提出者　　議会運営委員会

委員長　田口　文数

議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議

議会改革特別委員会設置に関する決議（令和５年５月１５日決議）の一部を次のように改正する。

第２項中「７人」を「６人」に改める。

令和７年５月１５日

中　津　川　市　議　会